

社会保険未加入事業者への対応について

茨 城 県

平成 24 年 1 1 月 1 日から建設業法施行規則の一部改正が施行されたことに伴い、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の建設業許可申請での新たな追加様式（「健康保険等の加入状況」様式第二十号の三）に基づき、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の確認及び建設業法第 4 1 条に基づく指導を行っております。

これにより、社会保険加入義務があるにもかかわらず、これらの保険に加入していない事業所につきましては、速やかに当該加入手続きを行うとともに、「健康保険等の加入状況」（様式第二十号の三）及び加入が確認できる資料を添付の上、文書をもって許可通知書を受けた土木事務所あて報告して下さい。

なお、指導を受けた許可申請について、許可通知書が交付された日から 1 年以内に加入義務のこれらの保険加入がなされない場合、社会保険担当部局へ通報をすることとなり、通報後もこれらの保険加入がなされない場合には、再指導の後、行政処分を行うこともあります。

- ※・雇用保険の確認資料：「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し
又は保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し
又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- ・社会保険の確認資料：保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」
又は「標準報酬決定通知書」の写し

【報告書届出先】

〒300-0815

茨城県土浦市中高津 3-11-5

茨城県土浦土木事務所 総務課

電話 029-822-4342

様式（建設業許可用）

社会保険等加入の状況についての届出書

このことについて、社会保険等の加入状況について、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出時の許可番号

商号又は名称

郵便番号

主たる営業所の所在地

氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

電話番号

FAX 番号

印

茨城県知事 殿

記

- 1 加入した保険（該当するものに○） 雇用保険 ・ 厚生年金保険 ・ 健康保険
- 2 加入を確認する書類（該当するものに○）
 - ◆ 健康保険等の加入状況（様式二十号の三）
 - ◆ 雇 用 保 険： ・ 「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し
・ 保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し
・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
 - ◆ 厚生年金保険： ・ 保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」
・ 「標準報酬決定通知書」の写し
 - ◆ 健 康 保 険： ・ 保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」
・ 「標準報酬決定通知書」の写し

【届出先（建設業許可関係）】

〒300-0815

茨城県土浦市中高津3-1-1-5

茨城県土浦土木事務所 総務課

電話 029-822-4342